退職医療制度加入の耳寄り情報

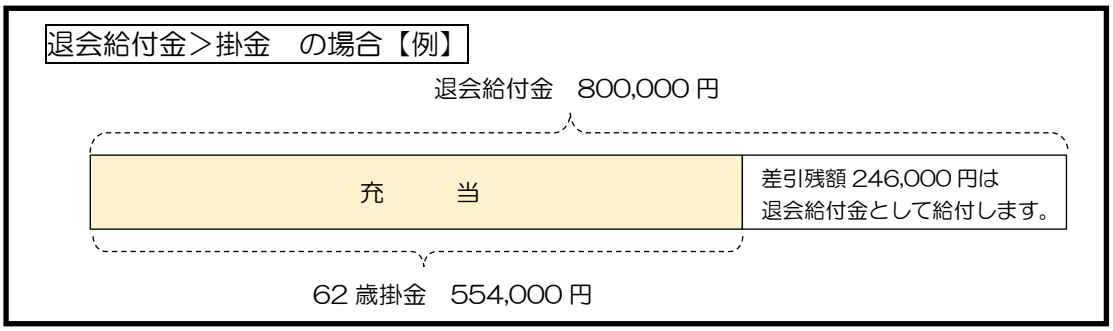


心配点１　掛金は、かなりの金額を一括納入する必要があるため負担が大きい。

答１　退会給付金（特別退職給付金・生涯福祉給付金・特別返還金）の給付対象の方については、**退会給付金を加入時の掛金に充当**します。（給付額は、現職組合員中の納付掛金額により異なります。）

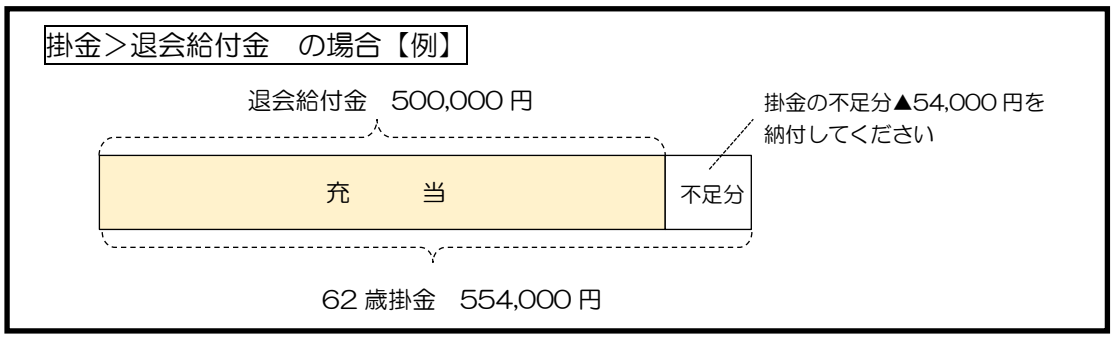
そのため、

○　**退会給付金＞基準掛金の場合**（退会給付金の給付額が掛金の額を上回る場合）は、**退職医療制度の加入**に当たって、**新たに掛金を御用意いただく必要はありません。**
（なお、充当後の差引残額は、退会給付金の請求に基づいて給付させていただきます。）



また、

○　**基準掛金＞退会給付金の場合**（掛金の額が退会給付金の給付額を上回る場合）は、**退職医療制度の加入**に当たって、**新たに、掛金の一部を御用意いただくだけで結構です。**
（新たに掛金の全額をご用意いただく必要はありません。）



心配点２　掛金は、かなりの金額なので、すぐには用意できない。

答２　**掛金の支払**については、**退職後 60 日以内**にお支払いいただくこととしておりますが、令和９年３月 31 日退職者の方には、掛金納付（口座振込）に関する**通知を５月中旬頃に御自宅へお送りし**、これにより**５月末までにお支払い**いただきますので、**退職後（加入手続後）すぐにお支払いいただく必要はございません。**

心配点３　退職後はいろんな手続があり、退職医療制度の加入手続を忘れてしまいそう。

答３　加入手続として、**「㊀退職医療組合員申出書」**を**退職後 30 日以内**に**当互助組合へ提出**いただく必要がありますが、年度末（令和９年３月 31 日）などで**退職予定の方**は、**退職を待たずに加入申出書を提出**いただければ、期限内の提出漏れのおそれがなく安心です。

なお、前述の答１のとおり、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、「㊁退会給付金請求書」と併せて提出してください。